

平成28年度

第1回上越市青少年健全育成センター運営協議会
資料

資料1

- ・街頭指導の計画
- ・特別街頭指導
- ・青色回転灯車両による巡回指導
- ・街頭指導班編成表（高田地区・直江津地区）
- ・平成28年度 4月・5月街頭指導結果
- ・特別街頭指導について（お願い）
- ・平成28年度 PTA 一日街頭指導計画

資料2

- ・第66回“社会を明るくする運動”事業計画
- ・第66回“社会を明るくする運動”強調月間街頭宣伝実施要項

資料3

- ・上越市青少年健全育成センター条例
- ・上越市青少年健全育成センター規則
- ・市内における子ども・若者育成支援の取組みの様子について

上越市青少年健全育成センター

街頭指導について

街頭指導活動は、ぐ犯・不良行為少年を早期に発見し、注意・助言をするなど適切な措置を講ずることにより、少年の非行を防止しようとする活動である。都市化が進み、地域社会における人々の交流や連携が希薄になり、大人が青少年に対しての声かけの機会が減少している。その結果として地域の非行抑止力が弱まっている現在、この活動の重要性はますます高まっていると考える。

(1) 街頭指導活動は、次のような方法で行われている。

- ① 青少年健全育成センターの業務計画に従い、組織的・計画的に商店街や盛り場等、不良行為が行われやすい場所を巡回し、早期にぐ犯・不良行為少年を発見し、指導にあたる。
- ② 青少年健全育成委員の居住地域内において、日常生活を通じ地域内の子どもの行動に注意を払い、ぐ犯・不良行為少年の早期発見・早期指導にあたる。

(2) 街頭指導活動を実施する区域（高田地区9班、直江津地区7班）

- ① 高田地区 ア（1班～6班）・高田駅周辺を中心として、本町通り、書店、カラオケ店、
駅・駐輪場等

（集合場所：公民館高田地区館ロビー）

イ（7班）・春日山駅周辺、上越大通り、山麓線沿線等

（集合場所：春日謙信交流館）

ウ（8班）・ウイングマーケット、J-MAX周辺、ドン・キホーテ等

（集合場所：芙蓉荘研修室1）

エ（9班）・上越大通り藤巻十字路以南のカラオケ店、自遊空間

メディア館、ビデオ倉庫等

（集合場所：市民プラザ1階ロビー）

- ② 直江津地区 ア（1班～3班）・直江津駅周辺、大型店、神社等

（集合場所：直江津学びの交流館）

イ（4班）・バロー下門前店、ゼビオスポーツ、地下道、

アピナ上越インター店、ダイナム等

（集合場所：育成センター事務室）

ウ（5班～6班）・イオン上越店、アピナ上越インター店、戸田書店、

蔦屋書店等

（集合場所：育成センター事務室）

エ（7班）・春日山駅周辺、上越大通り、山麓線沿線等

（春日謙信交流館ロビー）

- * 市民プラザと謙信交流館集合の班は、日誌等を参照に巡回経路を協議する。
- * その他、祭り、海水浴期間などは特別ルートで巡回する。
- * 各班4名体制（一部5名）とし、急な欠席があっても正規の街頭指導を可能とする。
- * 警察ボランティアの街頭活動等の機会に参加を呼びかけ、合同で行う機会を設けるなど街頭指導の機会を増やす工夫をする。

(3) 街頭指導の実施時間*

- | | | |
|-----------|--|-------------|
| ① 4月～10月 | 16:00-18:00 | 17:30-19:30 |
| ② 11月～12月 | 16:00-18:00 | 17:30-19:30 |
| ③ 1月～2月 | 16:00-18:00 (12月まで 17:30 から街頭指導をしていただいていた皆様も、16:00 からになります。) | |
| ④ 3月 | 16:00-18:00 | 17:30-19:30 |

(4) 街頭指導の留意点

- ① 店舗等への入室の際は、訪問の趣旨を伝え、協力を依頼してください。
- ② 店内の青少年の行動に対する声かけは、年齢や服装、状況等からその青少年にふさわしい言葉で、親しみをもって優しく呼びかけてください。
- ③ 路上での違反行為、不良行為、危険な遊び及び不審な行いなどにも気を配り声をかけてください。
- ④ 街頭指導のメンバーが二人になった場合は、腕章を付けた「巡回指導」にとどめ、「声掛け」等の直接的な行動は避けてください。

(5) その他

- ① 1月・2月は申し合わせにより、13 区在住の育成委員の皆様の街頭指導はありません。従って、人数が少なくなる班同士合同で街頭指導をお願いすることがあります。
- ② 育成委員の皆さんは市の非常勤特別公務員の身分であり、市で「全国市長会市民総合賠償補償保険」に加入しています。

◆日誌の記入：直接声かけ①注意・指導、②あいさつ・呼びかけをした人数を書いてください)

特別街頭指導について

平成 28 年度も昨年同様に 7 月、10 月に南高田駅、高田駅の周辺で警察ボランティア、上越少年サポートセンターの皆さんと育成委員の皆さんとで実施の予定。詳細は後日

7 月 8 日(金) えちごトキめき鉄道南高田駅周辺

10 月 14 日(金) えちごトキめき鉄道高田駅周辺

青色回転灯車両による巡回指導について

1 趣 旨

近年の市街地開発に伴い郊外に大型店舗や遊技場が増え、賑わいの場所が変化している状況である。そのため、現在実施している街頭指導区域に加え、点在するそれらの地域を巡回指導することにより青少年の問題行動を未然に防止するもの。

また、青色回転灯車両を利用することで、地域の方々に活動の認知度が高まり、地域全体で「青少年を見守る」機運の醸成にも繋がる。

2 活動概要

- ① 利用車輛について
 - ・青色回転灯装備軽自動車（上越市防災危機管理課所有車を借用）
- ② 巡回経路について
 - ・直江津地区～高田地区
 - ・点在する賑わいの場所及び季節ごとのたまり場のほか、通常巡回コース以外の地域及び、市民からの情報等で巡回が必要な所を巡回する。
 - ・基本コースを設定するが状況に応じた変更は可能とする。
※例：バロー上越店、南高田駅周辺、春日山駅周辺、海水浴場など
- ③ 巡回頻度について
 - ・月2回程度とし、通常の街頭指導を変更してコース以外を巡回する。
- ④ 巡回体制について
 - ・原則、乗車定員の4名とし、役員及び事務局の乗車とする。
 - ・但し、車両運転者は新潟県警から「パトロール実施者証」の交付を受けた者とする。
- ⑤ 巡回時間について
 - ・原則午後3時から午後4時50分とする。

3 その他

- ① 青色回転灯装備軽自動車使用研修会の実施（2年に1回実施）
 - ・第3回役員会の後、役員全員で講習会を受講する。（5月11日（水）予定）
- ② 「パトロール実施者証」の申請について
 - ・役員及び事務局員が登録する。
 - ・新潟県警への申請は上越市防災危機管理課で行う。
- ③ 借用車両の受渡し
 - ・実施日にあわせ、事務局であらかじめ防災危機管理課から車両を借用し、教育プラザに準備しておき、終了後は事務局により速やかに返却する。

平成28年度 街頭指導班編成表 (高田地区)

班名	街頭指導員名	街頭指導・曜日・日時	集合場所
1	滝見 典子 高橋 恵子 小松 英敏 松山 公昭	火曜日 4:00-6:00	高田公民館
2	北島 俊明 岡本 佳典 梅田 容雄 平野 美子	水曜日 4:00-6:00 (第1水曜日)	高田公民館
3	塚田百合子 脇嶋 孝子 森田 昭彦 鴨井 弓子	木曜日 4:00-6:00	高田公民館
4	小関 育也 徳武 良平 青山 捷一 草間 雄一 浅野 弥生	金曜日 4:00-6:00	高田公民館
5	黒田 勇藏 小菅 誠子 小嶋孝太郎 高田農業T 高田商業T 関根学園T 高田北城T	水曜日 5:30-7:30	高田公民館
6	渡邊 長芳 丸山 幸治 溝口 良子 高田高校T 高田南城高校T 上越高校T	木曜日 5:30-7:30	高田公民館
7	野澤 武憲 鷺澤 和省 柴山 久雄 小島 征一	月曜日 5:30-7:30	謙信交流館
8	岩片喜代子 日下部秀人 佐藤 三郎 吉越 良一	土曜日 3:00-5:00 (第1土曜日)	芙蓉荘
9	佐藤謙一郎 牛木 昇 岩崎 隆司 上越総合T	土曜日 3:00-5:00	市民プラザ

- 1 週割りは事務局で行いますが、班員の中で不都合が生じた場合は協議し決定してください。その際、事務局に連絡してください。
- 2 当日、急に欠席される場合は、班員に連絡してください。なお、2名で実施する場合は巡回指導となります。
- 3 青パト指導は1班(野澤、滝見、柴山、塚田) 2班(岩片、北島、小関、牛木)

平成28年度 街頭指導班編成表（直江津地区）

班名	街頭指導員名	街頭指導・曜日・日時	集合場所
1	増田 榮子 塚田 正治 小林 吉孝 伊藤 守 土肥 孝	水曜日 4:00-6:00 (15・25日は除く)	学びの交流館
2	清水 昇 和田マリ子 小林洋子 柳澤 啓一 宇賀田允男	金曜日 4:00-6:00	学びの交流館
3	真田 良子 中田トシ子 石川 惣仁 市村 一彦 丸山ゆみ子	火曜日 5:30-7:30	学びの交流館
4	本間久美子 安達タカ子 杉原 敬二	土曜日 3:00-5:00	育成センター (レジャーランド)
5	大瀧 武司 浦壁 惇子 竹内シサ子 田中 裕二	木曜日 4:00-6:00 (第1木曜日)	育成センター (イオン方面)
6	溝口 保明 山本 亮子 白鳥 敏隆 直江津中等 T	金曜日 5:30-7:30	育成センター (イオン方面)
7	村山 庄一 佐藤 進 来海 勇信 中川 和行	火曜日 4:00-6:00	謙信交流館

- 1 週割りは事務局で行いますが、班員の中で不都合が生じた場合は協議し決定してください。その際、事務局に連絡してください。
- 2 当日、急に欠席される場合は、班員に連絡してください。なお、2名で実施する場合は巡回指導となります。
- 3 青パト指導は1班（杉原、本間、小林）2班（溝口、増田、真田）となります。尚、巡回時間は午後3時から4時50分までです。

平成28年度 4月・5月の街頭指導結果 ()は昨年度実績

	4 月				5 月																																																											
	1 出勤回数	高田地区	8	(14)	高田地区	10	(12)	直江津地区	7	(11)	合計	15	(25)	合計	18	(23)																																																
2 出勤延人数	高田地区	29	(38)	高田地区	38	(40)	直江津地区	24	(32)	合計	53	(70)	合計	67	(75)																																																	
3 注意・指導をした 延人数	高校生	4	(4)	高校生	25	(27)	中学生	2	(12)	中学生	13	(24)	小学生	2	(21)	小学生	7	(2)	幼児	0	(6)	幼児	0	(0)	計	8	(43)	計	45	(53)																																		
4 主な内容	高校生	中学生	小学生	幼 児	高校生	中学生	小学生	幼 児	念学	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	ゲーム機遊び	0 (0)	2 (12)	2 (21)	0 (6)	5 (0)	13 (14)	7 (2)	0 (0)	交通ルール無視	4 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	13 (3)	0 (10)	0 (0)	0 (0)	喫煙	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	危険な遊び	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	その他	ほか0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	シヤブ7 (0)	シヤブ0 (0)	0 (0)	0 (0)	ほか0 (0)	0 (0)
5 挨拶・よびかけをした 延人数	高校生	169	(241)	高校生	246	(324)	中学生	97	(151)	中学生	295	(263)	小学生	53	(243)	小学生	457	(345)	幼児	17	(8)	幼児	11	(15)	計	336	(643)	計	1009	(947)																																		
3・5の集計	合計	344	(686)	合計	1054	(1000)																																																										

4 月	5 月
<ul style="list-style-type: none"> ・立体駐車場にタバコの吸殻が1本あった。 ・声掛けに対し、明るい返事が聞けて気持ちが良かった。(4) ・映画館には子どもだけの姿もあったようだが、ほとんどが親子連れだった。 ・雁木内の自転車走行が見られた。 ・高校の先生の参加は、生徒の対応が良くなる様である。 ・謙信交流館コピーで女子高生7・8名が勉強していた。 ・春日山駅で降りた高校生に、自転車のマナーカードを渡した。 ・ゼビオで一人の女兒がゲームをしていたので、親と離れないように声を掛けた。アピナでは男児が一人でゲームをしていたので、早く帰るよう促した。 ・有害掲示物撤去枚数<高田0枚、直江津0枚> 	<ul style="list-style-type: none"> ・立体駐車場にタバコの吸殻が5本あった。 ・駅前でシベタリアンの高校生5名に、早く帰るように声を掛けた。 ・春日野1丁目地内を自転車に乗り、スマホを操作する女子高生に声を掛けたが、無視していった。 ・謙信交流館で高校生6名が静かに勉強していた。 ・駅前ラーメン店の裏手に吸殻5本とジュースの缶が落ちていた。交番の巡査が来て説明してくれたが、今後巡回のコースに入れたらどうだろうか。 ・タコ公園で小学生20名程が遊んでいた。挨拶がとても良かった。 ・声掛けがとても良い返事を返してくれた。(3) ・高校生が3組連れだって自転車の二人乗りをしていた。声かけをすると素直に降りてくれた。 ・アピナでゲームをしている小学生に早く帰るよう声かけした。 ・ゼビオのゲームコーナーでゲームをしていた二人の小学生に、親と離れないように声を掛けた。 ・有害掲示物撤去枚数<高田0枚、直江津0枚>

平成28年度「特別街頭指導」実施計画

1 目的

①上越市の「防犯の日」の趣旨を受け、特別街頭指導を実施

◆スローガン「みんなて防犯安全安心まちづくり」

自転車事故防止、ルール遵守

②えちごトキめき鉄道南高田駅、高田駅利用者のマナー向上

③警察少年ボランティア、上越少年サポートセンターとの連携を強めての街頭指導

2 実施内容

	第 1 回	第 2 回
日 時	平成28年7月8日(金) 15:30~17:30	平成28年10月14日(金) 15:30~17:30
場 所	・えちごトキめき鉄道南高田駅周辺	・えちごトキめき鉄道高田駅周辺
参加団体	・上越地区少年警察ボランティア連絡協議会 ・上越少年サポートセンター ・青少年健全育成委員 ・青少年健全育成センター	・上越地区少年警察ボランティア連絡協議会 ・上越少年サポートセンター ・青少年健全育成委員 ・青少年健全育成センター
集合場所	・南高田駅前(ディリーヤマザキ南高田店駐車場)	・高田駅(駅前交番付近)
指導内容	・南高田駅の利用状況、マナー ・自転車乗り ・南高田駅周辺の街頭指導 ・その他 状況判断し指導	・高田駅の利用状況 ・自転車乗り ・高田駅周辺の街頭指導 ・その他 状況判断し指導
育成委員 参加者の 割り振り	・高田地区役員(岩片喜代子) ・ // (塚田百合子) ・ // (小関 育也) ・ // (牛木 昇) ・(高田南城高校:古木 隆一) ・(高田商業高校:丸山 勉) ・(高田農業高校:古田 幸司) ・(関根学園高校:川瀬 晃助) ・育成センター職員(2名)	・高田地区役員(北島 俊明) ・ // (柴山 久雄) ・ // (野澤 武憲) ・ // (滝見 典子) ・(高 田 高校:本間 真) ・(高田北城高校:箕輪 郁哉) ・(上越総合技術高校:吉田 勝) ・(上 越 高校:上野 盛) ・(直江津中等教育学校:中村 淳) ・育成センター職員(2名)

※ 何か不明な点がありましたら、青少年健全育成センター(544-4690)に連絡願います。

平成28年6月6日

各小・中学校校長様
各小・中学校PTA会長様

上越市青少年健全育成センター
所長 八島 幹 雄

平成28年度「PTA一日街頭指導」への参加について（ご案内）

日ごろより、当センターの事業に、ご支援とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、標記の件につきまして、例年、多くの学校から参加をいただき実施しています。この街頭指導をとおして、校外における子どもたちの生活や行動の現状を把握し、今後の校外生活の指導に役立てていただくことがねらいです。

つきましては、下記の計画（別紙—1含む）をご覧ください、貴PTA会員の皆様から積極的に参加いただきますようご案内申し上げます。

なお、この事業は希望参加でありますので旅費や報酬の支給はありません。あらかじめご承知おきください。

記

- 1 参加人員 1校につき1名
- 2 時 間 月曜日～金曜日・・・午後4時～午後6時（10分前に集合してください）
土曜日・・・午後3時～午後5時（10分前に集合してください）
- 3 実施地区等

	実 施 地 区	集 合 場 所
A	高田駅周辺、立体駐車駐輪場、本町通り、イレブンビル、あすとぴあ高田、カラオケ店等	高田地区公民館内ロビー (大手町5-40)
B	上越大通り周辺、カラオケ店、ビデオ店、コンビニ等	上越市市民プラザ 1階正面ロビー
C	ウイングマーケット周辺、ドン・キホーテ、J-MAX周辺	農業研修センター「芙蓉荘」 第1研修室(富岡小裏)
D	直江津駅周辺、イトーヨーカ堂、神社、海岸等	直江津学びの交流館1階ロビー (直江津駅前)
E	下門前上越レジャーランド周辺、パロー下門前店、アピナ上越店、パチンコ店、公園等	青少年健全育成センター事務室 (教育プラザ内：下門前1770)
F	ジャスコ周辺、戸田書店、蔦屋書店、サンキ、アピナ上越店等	青少年健全育成センター事務室 (教育プラザ内：下門前1770)
G	春日山駅、謙信公広場、快活 CLUB、スマイルタイム、まねきねこ、知遊堂等	春日謙信交流館ロビー (春日山駅前)

◆直江津学びの交流館に集合される場合、駐車場は直江津駅南口の駐車場をご利用ください。
駐車券をお持ちになり、街頭指導終了後お帰りの際事務室に駐車券を提示し、無料券を受け取ってください。

4 参加申し込み

平成28年7月5日(火)までに、(別紙—2)「PTA一日街頭指導参加票」に記入の上、下記事務局へ報告願います。なお、実施日につきましては調整後改めてお知らせします。

5 報告先

〒942-8563 上越市下門前1770 上越市青少年健全育成センター 宛
(電話・FAX 544-4690)

(FAXにてご報告ください。参加票を送付いただく場合は文書欄でお願いします)

第66回 “社会を明るくする運動” 事業計画

- 1 強調月間事業 平成28年7月1日～7月31日
 - 街頭宣伝活動
 - 高田・中部分区 7月2日(土) 10:00～
ニ・七の朝市(大町3丁目)、イレブンプラザ前
あすとぴあ高田前、イオン上越店入口、パロー上越モール入口
 - 直江津分区 7月3日(日) 10:00～
三・八の朝市(中央2・3丁目)、イトーヨーカドー店入口
直江津駅前
 - 東部分区 6月21日(火)
柿崎地区 浄福寺お引上げ界限
7月3日(日)
浦川原地区 ナルス浦川原店前
 - 街頭宣伝活動実施要項(案)・・・第3号議案 別紙1 参照
配布物：うちわ、ティッシュ、パンフ
- 2 広報等の啓発活動
 - ☆「広報じょうえつ」6月15日号掲載予定
 - ☆「上越タイムス」等新聞掲載
- 3 青少年健全育成事業の推進
 - ☆青少年育成事業
 - ・中学生まちづくりワークショップ・・・・22育成会議の中学生
7月30日～1泊2日のワークショップ夏 国立妙高青少年自然の家
10月1日 ワークショップ秋 ユートピアくびき希望館
1月下旬又は2月上旬 新リーダーワークショップ
 - ・青少年健全育成強調月間(11月)
広報用ティッシュ・パンフ配布(11/19)
- 4 “社会を明るくする運動” 作文コンテストの募集(市内小・中学生)
7月上旬：小・中学校に依頼(保護司会で直接学校に出向いて依頼する。)
- 5 上越市青少年健全育成研究会の開催
 - 日時 7月18日(月) 午後1時30分～4時30分
 - 会場 ユートピアくびき希望館
 - テーマ ネット社会と子ども達
講師 上越市教育委員会 学校教育課指導主事 田邊道行 氏

第66回“社会を明るくする運動”強調月間街頭宣伝実施要項

1 趣 旨

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

2 活動内容

朝市や大型ショッピングセンターなど、人が集まるところで、犯罪や非行の防止を呼びかけ、うちわやテッシュを配って街頭宣伝活動を行います。

3 参加割り当て

代表責任者		第1班(高田・中部分区) 高田分区長					第2班(直江津分区) 直江津分区長		
		7月2日(土) 出発式午前9時30分 開始午前10時					7月3日(日) 高田と同じ時間		
日 時		高田地区公民館創作室					レインボーセンター 第三会議室		
集 合 場 所		高田地区公民館創作室					レインボーセンター 第三会議室		
宣 伝 場 所		朝市	あすとび あ高田	イレブン プラザ	イオン	パロー	朝市	イトーヨー カドー	直江津駅 前
参 加 構 成 員	保 護 司 会	4	2	3	2	2	4	2	1
	更生保護女性会	4	0	1	2	0	3	1	0
	B B S 会	1	0	0	0	0	1	0	0
	セ ン タ ー 育 成 委 員 会	3	1	1	2	1	4	1	1
	民 生 委 員	2	0	0	1	0	2	1	0
	連 合 婦 人 会	1	0	0	0	1	2	1	0
	町 内 会 長 連 絡 協 議 会	1	0	0	1	1	1	1	0
	事 務 局	1	0	0	1	1	1	1	1
	合 計	17	3	5	9	6	18	8	3

○上越市青少年健全育成センター条例

平成8年3月28日

条例第9号

改正 平成23年 3月22日条例第20号

平成26年9月30日条例第59号

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、青少年の非行を防止し、健全育成を推進するため、青少年健全育成センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 青少年健全育成センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
上越市青少年健全育成センター	上越市下門前1770番地

(職員)

第3条 上越市青少年健全育成センター(以下「センター」という。)に所長その他の所要の職員を置く。

(運営協議会)

第4条 センターの運営に関する事項を協議するため、教育委員会の附属機関として上越市青少年健全育成センター運営協議会を置く。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第20号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第59号)

この条例は、関川東部下門前土地区画整理事業の施行に伴う字の変更の効力を生ずる日から施行する。

上越市青少年健全育成センター規則

○上越市青少年健全育成センター規則

平成8年3月29日

教委規則第3号

改正 平成21年 3月30日教委規則第10号

平成27年3月30日教委規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、上越市青少年健全育成センター条例(平成8年上越市条例第9号。以下「条例」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(運営協議会)

第2条 条例第4条に規定する上越市青少年健全育成センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 教育関係者
- (2) 児童福祉関係者
- (3) 警察関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関の職員及び関係団体の役員
- (6) 公募に応じた市民
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 運営協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第4条 運営協議会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は年3回、臨時会は必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議に付議する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 上越市青少年健全育成センター(以下「センター」という。)の運営方針
- (2) センターの事業計画
- (3) その他センターに関する重要な事項

第5条 前3条に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、運営協議会が定める。

(青少年健全育成委員)

第6条 センターに青少年健全育成委員(以下「健全育成委員」という。)を置く。

2 健全育成委員の定数は、80人以内とする。

3 健全育成委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教職員
- (2) PTA会員
- (3) 民生委員及び児童委員
- (4) 更生保護関係者
- (5) 学識経験者
- (6) 関係団体の役員
- (7) その他教育委員会が適任と認める者

4 健全育成委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 健全育成委員は、非常勤とし、街頭指導等に従事する。

6 健全育成委員の服務等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

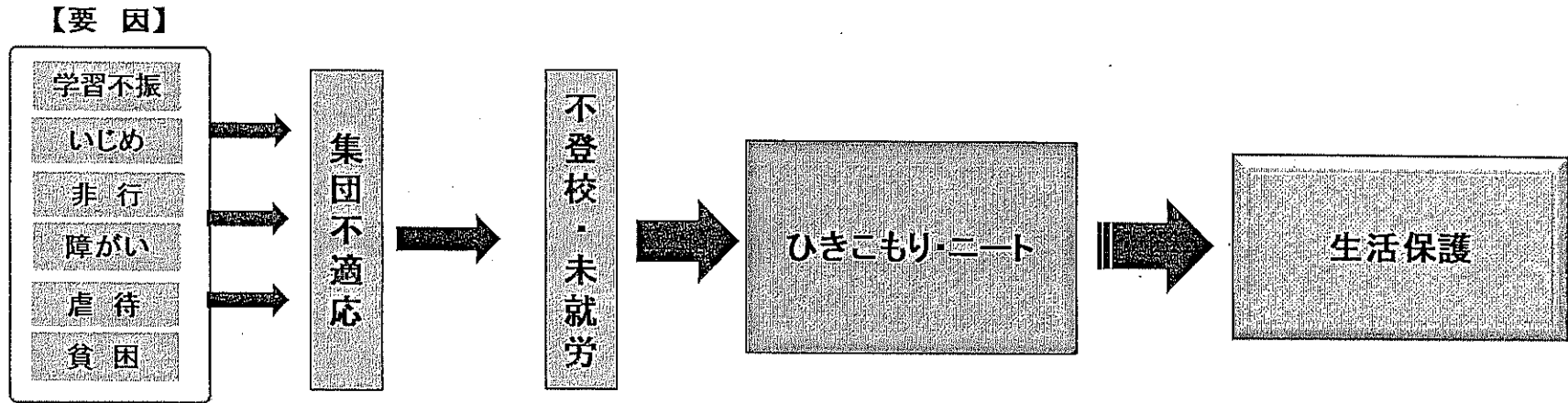
附 則(平成21年教委規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年教委規則第7号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

困難を抱える子供・若者の様態と支援体制



支援	福祉課・健康づくり推進課	産業振興課	福祉課
教育	保育課・こども課・学校教育課	(社会教育課)	(社会教育課)
関係	【児童相談所】	【ハローワーク、サポステ、元気塾、自立支援施設】	

若年者就学(就労)支援ネットワーク会議

(要因への支援体制)

- ・学力不振 学校教育課(小・中学校) 教育センター(学力向上研修)
- ・いじめ・不登校 学校教育課(小・中学校) 生徒指導担当、教育センター(いじめ・不登校対策会議)
- ・非行 学校教育課(小・中・高等学校) 警察署(学校・警察署連絡協議会)
- ・障がい 学校教育課・福祉課(幼保・小・中) すこやかなくらし支援室、就学支援委員会(障がい者自立支援協議会)
- ・虐待 こども課・健康づくり推進課・学校教育課 児童相談所(要保護児童対策協議会)
- ・貧困 福祉課・こども課・健康づくり推進課・学校教育課・主任児童委員

参考2

子供・若者の成長過程と上越市の支援体制

年齢	0歳	3	6	12	15	18	20	22	30	40	59
成長	胎児	乳児	幼児(園・所)	児童(小学生)	生徒(中学生)	生徒(高校生)	学生(大学・専門生)	青年(前期)		青年(後期)	壮年
特性	信頼・自律		自律・自立	勤勉性	同一性	同一性	自学・自立	自立		自己確立	
人口	6,012人	4,847人	10,445人	5,736人	6,027人	7,144人	12,120人	21,861人	49,627人		

役割	乳幼児の発達支援	児童生徒の学習・生活支援	青少年の就学・就労支援	成人の就労支援	市民の生活支援
健康福祉	健康づくり推進課・すこやかにくらし支援室				
教育委員会	保育課・こども課		福祉課		
	学校教育課		社会教育課		
産業観光			産業振興課		

関係機関	<ul style="list-style-type: none"> 公立保育園協会 私立保育園協会 病後児保育園 企業内保育園 ほか 	<ul style="list-style-type: none"> 上越市適応指導教室 JAST やすづか学園 フリースクール I can ほか 	<ul style="list-style-type: none"> ハローワーク 上越地区サポートステーション えちご若者元気塾 障がい者自立支援センター さくら 高田南城高校通信制 つくば開成学園 中央国際高等学校 ほか 	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者支援
会議等	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策協議会 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ問題対策連絡協議会 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者自立支援協議会 若年者自立支援ネットワーク会議 青少年健全育成関係機関連絡協議会 	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員連絡協議会等